

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

河本社 労 士 事 務 所

(編集担当:伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

税務関係書類にはマイナンバーの記載が必要です



従業員のマイナンバーの収集・管理はされていますでしょうか?今回は、マイナンバーの記載が必要となる税務関係書類をご案内させていただきます。

◇マイナンバーの記載が必要な税務関係書類◇	注意点
給与支払報告書	本人・扶養親族ともに記載が必要です。
税務署に提出する源泉徴収票	※受給者交付用の源泉徴収票にはマイナンバーの記載はしません。
◇マイナンバーの収集方法◇	
原則・・・平成 28 年 1 月以後に提出する扶養控除等申告書は、マイナンバーを記載します。	
特例・・・給与支払者と従業員との合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「マイナンバーについては給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ない」と記載した場合は、扶養控除等申告書にマイナンバーを記載しなくても差し支えない。	
※特例の方法は、過去に収集したマイナンバーを「提供済みマイナンバー」として活用する方法です。ただし、その後に入社した従業員については、原則の方法で収集することとなります。	

【国税庁より】

1年に1回、健康診断を実施しましょう

労働安全衛生法により、事業者は労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければならないと定められています。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。



◆健康診断の種類◆ 事業者に実施が義務付けられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断	常時雇用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断	常時雇用する労働者 (特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断	高熱(低温)物体・有害物質の取扱、坑内、深夜等の業務に常時従事する労働者(※)	左記業務への配置替えの際、 6ヶ月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、 帰国後国内業務に就かせる際
	給食従事者の検便	事業に附属する食堂・炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置換えの際

(※)労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者

◆健康診断実施後の事業者の具体的な取り組み事項◆

結果の記録	健康診断個人票を作成し、保管しておかなければならない
医師等からの意見聴取	健康診断項目に異常の所見のある労働者について、医師等の意見を聞かなければならない
健康診断実施後の措置	上記による医師等の意見を勘案し、必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければならない
結果の通知	健康診断結果は、労働者に通知しなければならない
労働基準監督署への報告	常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は定期健康診断の結果報告書を労働基準監督署に提出しなければならない

【厚生労働省より】

***** 年末年始休業のご案内 *****

誠に勝手ながら、弊所では 12 月 29 日(土)より 1 月 6 日(日)まで、年末年始休業とさせていただきます。
期間中はご不便をお掛け致しますが、何卒ご寛容下さいますようお願い致します。